

お知らせ

年金情報

国民年金保険料

国民年金保険料は、月額16,540円（昨年度16,410円）になります。

納付は、**口座振替やクレジットカード**を利用すると便利

口座振替では、当月末振替の場合、月々50円割引になります。

口座振替の手続き

年金手帳または納付書・通帳・通帳届出印をお持ちの上、金融機関・郵便局、町保険健康課、年金事務所にお申し込みください。

クレジットカード納付の手続き

年金手帳または納付書・クレジットカード・印鑑をお持ちの上、町保険健康課か年金事務所にお申し込みください。

重度心身障害者医療助成制度

町では、重度心身障害者に対して医療機関で支払う医療費の助成を行っています。

対象

次のいずれかに該当する人
○身体障害者手帳（1,2級）を持っている人
○療育手帳（A級）を持っている人

産前産後期間の免除制度

出産予定日か出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は、出産予定日か出産日が属する月の3カ月前から6カ月間

対象

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の人

申請方法

出産予定日の6カ月前から届出可能です。出産予定日が確認できるもの（母子手帳など）をお持ちの上、保険健康課にお申し込みください。

問

松山西年金事務所国民年金課 ☎(925)5105【自動音声案内】
保険健康課保険年金係 ☎(962)7057

療育手帳（B級中程度）と身体障害者手帳を両方持っている人

申請方法 身体障害者手帳、療育手帳、健康保険証、印鑑をお持ちの上、保険健康課にお申し込みください。

問 保険健康課保険年金係 ☎(962)7057

障がいによる後期高齢者医療の加入

65歳～74歳で一定の障がいがある人は、65歳から後期高齢者医療制度に加入できます。

ただし、この制度に加入するかどうかは、ご本人の選択です。

加入しない場合は、75歳到達時にご案内します。また、74歳までであれば、加入後の脱退も可能です。

対象となる障がいの程度

○身体障害者手帳1級から3級

ひきこもり相談窓口

近年、8050問題など、ひきこもりの長期化や深刻化がクローズアップされています。一人で抱え込む前に、電話やメール、窓口でご相談ください。

本人の年齢や状態、相談内容に応じて適切な支援につなぎます。

受付時間 8時30分～17時15分

※土・日曜日、祝日を除く

相談窓口 保健センター

対象 町内在住でひきこもりに関する相談がある人

問 保険健康課健康増進係 ☎(962)6888

☒ 042kenko@town.tobe.ehime.jp

問 社会教育課文化スポーツ係 ☎(962)5052

○音声・言語機能障害4級

○下肢障害4級の一部

○精神障害者保健福祉手帳1級または2級

○療育手帳A

○障害年金1級または2級

申請方法 障がいの程度が確認できる書類、印鑑をお持ちの上、保険健康課にお申し込みください。

問 保険健康課保険年金係 ☎(962)7057

「砥部町の文化財」を配布



町内の文化財をまとめた「砥部町の文化財」を刊行しました。社会教育課、広田支所、文化会館で無料配布します。

※町ホームページに掲載

https://www.town.tobe.ehime.jp/soshiki/28/bunkazai.html

問 社会教育課文化スポーツ係 ☎(962)5052

狂犬病予防注射を受けましょう

飼犬は、生涯に1回の登録(生後91日以上で登録がまだの犬)と、年に1回狂犬病予防注射の接種をしなければなりません。

次の日程で注射できない場合は、最寄りの動物病院で接種してください。

料金

狂犬病予防注射 3千円
犬の登録 3千円

※料金は、お釣りがいらぬようご準備ください。

問 生活環境課環境衛生係 ☎(962)7446

日程

4月15日水

時間	場所
9時～9時10分	八倉集会所
9時15分～9時25分	重光集会所
9時30分～9時40分	麻生集会所
9時50分～10時	八瀬集会所
10時15分～10時30分	高尾田集会所
10時35分～10時45分	上野団地公園
10時50分～11時5分	南ヶ丘三角公園
11時10分～11時20分	老人憩いの家
13時10分～13時25分	宮内集会所
13時30分～13時40分	山並集会所
13時45分～13時55分	頭ノ向集会所
14時～14時15分	永立寺集会所
14時20分～14時35分	さかえ集会所
14時40分～14時55分	千足集会所

4月16日木

時間	場所
8時50分～9時	大角蔵集会所
9時5分～9時15分	七折集会所
9時20分～9時30分	川井集会所
9時35分～9時45分	大畑集会所
9時50分～10時	あかがね集会所
10時10分～10時20分	上南台集会所
10時25分～10時35分	幸田集会所
10時40分～10時50分	向南台集会所
10時55分～11時15分	北川毛集会所
13時20分～13時30分	大平集会所
13時45分～14時	老人福祉センター
14時10分～14時20分	外山集会所
14時25分～14時45分	五本松集会所
14時50分～15時5分	天神中央公園
15時10分～15時20分	大谷集会所
15時25分～15時35分	久保田集会所

4月17日金

時間	場所
8時50分～9時	岩谷口集会所
9時5分～9時15分	岩谷集会所
9時20分～9時30分	川下集会所
9時35分～9時45分	千里地区公民館
9時50分～10時	万年集会所
10時15分～10時20分	満穂集会所
10時30分～10時40分	玉谷集会所
10時45分～10時55分	旧玉谷小学校体育館
11時5分～11時10分	篠谷集会所
11時25分～11時35分	仙波奥集会所
13時～13時10分	中野川集会所
13時25分～13時35分	多居谷集会所
13時50分～13時55分	高市谷集会所
14時～14時10分	高市集会所
14時30分～14時45分	ひろた交流センター

マイナンバーカードなどの時間延長と休日窓口を開設

平日、マイナンバーカードの手続きができない人のために、受付時間の延長と休日受付を左記日程で行います。マイナンバーカードの受け取り・交付申請をしたい人はお越しください。

また、住民票・印鑑・戸籍などの証明書の発行も行いますので、ご利用ください。

日時 5月10日(日)9時～13時
5月21日(金)17時15分～19時
場所 戸籍税務課

取扱業務

○マイナンバーカードの受け取り・交付・更新申請
○住民票・印鑑・戸籍などの証明書の発行

受け取りに必要なもの

○交付通知書(はがき)
○通知カード
○本人確認書類(運転免許証など)
※交付申請の場合は、必要なものが申請者により異なりますので、お問い合わせください。
問 戸籍税務課住民係 ☎(962)2026

自動車税と軽自動車税

自動車税・軽自動車税は、4月1日現在に登録されている所有者に課税されます。納期限は6月1日です。

自動車税の納付

金融機関やコンビニ、スマホ決済アプリ、インターネットを利用したクレジット納付

軽自動車税のコンビニ納付開始

金融機関や期限内であればコンビニでの納付

障がいがある人の減免手続き

対象 次の①②に該当する自動車・軽自動車

- 障がい者本人が所有
 - 18歳未満の身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者と生計を一にする人が所有
- 申請期限** 5月25日(日)
- 注意事項**
- 減免を受ける車両は1台です。
 - 障がいの区分・等級により減免を受けられないことがあります。
 - ※詳しくはお問い合わせください。
 - 問 ○自動車税に関すること
中予地方高課税課 ☎(909)8754
 - 軽自動車税に関すること
戸籍税務課町民係 ☎(962)2061

春（4月～6月）の検診日程

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止になっている日程があります。ご理解ご協力をお願いします。今後、状況により変更になる可能性があります。事前にご確認ください。

受付時間：①9時～10時 ②9時30分～10時30分 ③9時～11時 ④9時～11時30分 ⑤13時30分～14時30分

日程	会場	受付時間	検診項目							託児
			肺CR・喀痰・大腸・前立腺・骨・肝炎・特定・後期	胃	肺CT	腹部	乳がん エコー マンモ		子宮	
4月8日(木)	旧高市小学校	②	4月8日(水)～4月17日(金)は中止します。							
4月9日(金)	千里地区公民館	①								
	重光集会所	⑤								
4月10日(土)	ひろた交流センター	③								
4月13日(月)	総合福祉センターはらまち	①								
4月15日(水)	南ヶ丘集会所									
	南ヶ丘北集会所	⑤								
4月17日(金)	外山集会所	①								
	五本松集会所	⑤								
4月25日(土)	宮内小学校	④	○	○	○	○	○	○	○	
5月13日(水)	保健センター		○	○	○	○	○	○	○	★
5月15日(金)			○	○	○	○	○	○	○	
5月16日(土)	麻生小学校		○	○	○	○	○	○	○	
5月18日(月)	商工会館		○	○	○	○	○	○	○	
5月23日(土)	砥部小学校		○	○	○	○	○	○	○	
5月25日(月)	ひろた交流センター		①	○	○	○	○	○	○	
5月26日(火)	えひめ中央農協麻生支所	④	○	○	○	○	○	○	○	
5月29日(金)	保健センター		○	○	○	○	○	○	○	★
5月30日(土)			○	○	○	○	○	○	○	
6月6日(土)	麻生小学校		○	○	○	○	○	○	○	
6月9日(火)	保健センター		○	○	○	○	○	○	○	★
6月10日(水)		○	○	○	○	○	○	○		

検診の申込方法 電話（県総合保健協会 ☎0120（636）489）で受診したい日の2週間前までにお申し込みください。予約した後で希望日を変更したい場合も、県総合保健協会にご連絡ください。

託児の申込方法 検診日程の託児欄（★）を確認し、電話（保健センター ☎（962）6888）で事前にお申し込みください。

～検診内容・料金・対象年齢～

検診名	対象年齢	本人負担額
胃がん検診（バリウム検査）	40歳以上	1,200円
肺がん検診（胸部CR検査）		700円
肺がん検診（胸部CT検査）		3,200円
肺がん検診（喀痰の検査）		600円
大腸がん検診（便潜血検査）		500円
腹部超音波検診		2,000円
B・C型肝炎ウイルス検査		B型200円、C型300円
骨粗しょう症検診	40歳以上の女性	600円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	1,100円
乳がん検診（エコー検査）	30歳代の女性	2,200円
乳がん検診（マンモグラフィ）	40歳以上の女性	1,400円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	

料金無料の人

- 70歳以上の人
 - 65～69歳で、後期高齢者医療被保険者証を提示した人
 - 令和2年度中に41歳になり、乳がん検診（マンモグラフィ）を受診する女性
 - 生活保護法による被保護世帯の証明書を提示した人（県中予地方局地域福祉課で発行）
 - 町民税非課税世帯証明書を提示した人（戸籍税務課で発行）
- ※ただし、肺がん検診（CT）・腹部超音波検診・乳がん検診（エコー検査）は全員有料です。

☎保険健康課健康増進係 ☎（962）6888

老朽危険空家の除却費用・ブロック塀などの安全対策工事費用の補助

補助内容	老朽危険空家の除却	ブロック塀などの安全対策工事
対象となる住宅	町内にある空家で、①②全てに該当する住宅 ①住宅地区改良法に基づく不良度判定で、評価の合計が100以上となる住宅 ②ア・イ・ウのいずれかに該当する住宅 ア地域防災計画による「緊急輸送路」か「避難路」の沿道に位置する イ耐震改修促進計画に位置付けられた「避難路」の沿道に位置する ウ建築物（住宅を含む）が立ち並んでいる道の沿道に位置する	町内にあるコンクリートブロック塀か組積造の塀で、次の①～③全てに該当するもの ①ア・イ・ウのいずれかの道に面しているもの ア緊急輸送路 イ通学路 ウ指定緊急避難場所か指定避難所などへ至る道 ②点検の結果、安全対策が必要なもの ③建築基準法における措置が命じられていないなど、重大な違反がないもの
補助対象	老朽危険空家の所有者か相続権者 町税を滞納していない人	対象となるブロック塀などの所有者
補助金額	補助対象経費の5分の4以内、上限80万円	ブロック塀などの除却・建て替えに係る工事費の3分の2以内、上限30万円 ※ブロック塀など1軒の上限8万円
受付件数	各5件（先着順）	
申込方法	建設課にある申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して建設課に提出してください。（建設課で事前相談を受け付けていますので、ご連絡ください。また、相談時には、現在の状況がわかる写真などを持ってきてください。申請書は町ホームページからもダウンロードできます。	
申込期間	4月13日（月）～12月28日（月） 土・日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分まで	
問い合わせ	建設課管理係 ☎（962）6010	

住宅リフォーム費用の補助

対象となる工事	町内にある住宅で、①から⑤いずれかの工事に要する費用が50万円以上の工事 ①建物の長寿命化を目的とする工事 ②平成25年省エネ基準に適合する工事 ③高齢者や障がい者が安心して生活するためのバリアフリー工事 ④「木造住宅耐震改修事業」に該当する工事に併せて行う住環境向上工事 ⑤18歳未満か妊娠している人が同居する世帯が行う住環境向上工事 ※住環境向上工事・・・外装工事・内部工事・設備工事・増改築工事など
補助対象	①～④の全てに該当する人 ①住宅を所有し、住んでいる人 ②町内の事業所などでリフォーム業を営む人と工事請負契約を締結する人 ③実績報告後、町が行う現地確認を受けることができる人 ④町税を滞納していない人
補助金額	補助対象経費の10分の1以内、上限20万円
受付件数	7件、補助加算対象2件（先着順）
申込方法	建設課にある申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して建設課に提出してください。申請書は町ホームページからもダウンロードできます。
申込期間	4月13日（月）～12月28日（月） 土・日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分まで
問い合わせ	建設課管理係 ☎（962）6010

高尾田・拾町地域の一部で公共下水道使用エリアが拡大

令和元年度に整備した公共下水道が、4月から一部の地域で使用できるようになります。今後も下水道整備エリアを拡大していく予定です。引き続き皆様のご理解とご協力をお願いします。

☎上下水道課下水道管理係 ☎(962)6363

高尾田・拾町地域新規利用区域図



戦没者などの遺族へ第11回特別弔慰金支給

戦没者などの死亡当時の遺族

で、令和2年4月1日(基準日)に、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、第11回特別弔慰金として額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

対象

遺族で、次の1から4の順番による最も先順位の遺族一人

- 1 4月1日(基準日)までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
 - 2 戦没者などの子
 - 3 戦没者などの(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹
- ※戦没者など死亡当時の生計関係の有無などにより、順番が入れ替わります。
- 4 右記以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)
- ※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上、生計関係を同じくしていた人に限りません。

請求期間

4月1日～令和5年3月31日

※請求期間を過ぎると、特別弔慰金を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。

請求方法 請求に必要な書類を介護福祉課に提出してください。

請求に必要な書類

請求者が過去に特別弔慰金の請求をしたことがあるかなどの状況により、提出書類が異なりますので、詳しくは介護福祉課にお問い合わせください。

○請求書類(介護福祉課で配布)

- ・請求書
- ・印鑑等届出書(印鑑は印影が鮮明で判読できるもの)
- ・現況等についての申立書

○戸籍書類

・4月1日(基準日)現在の請求者の戸籍抄本

☎介護福祉課社会福祉係 ☎(962)7255